

関西学生体操連盟

諸規則

関西学生体操連盟

関西学生体操連盟 規約

第1章 名称及び事務所

(名 称)

第1条 本連盟は、関西学生体操連盟（The Inter-collegiate Gymnastic Federation of Kansai-branch in Japan）と称する。

(事務所)

第2条 本連盟は、事務所を大阪市西区靱本町 2-1-4 大阪スポーツマンクラブ内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本連盟は、加盟大学相互の融和と、広く体操の普及・発展を図ることを目的とする。

(事 業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

- 1、西日本学生体操選手権大会の主催
- 1、関西学生体操選手権大会の主催
- 1、関西学生体操新人選手権大会の主催
- 1、体操競技、新体操に関する講習会、実演会、合同練習会の開催または後援
- 1、優秀団体、優秀選手の表彰
- 1、その他、本連盟の目的達成に必要な事業

第3章 組織

(組 織)

第5条 本連盟は、近畿、四国、中国に所在する全日本学生体操連盟加盟大学をもって組織する。

第4章 加盟及び脱退

(加 盟)

第6条 全日本学生体操連盟の役員総会の決議によって加盟を認められた大学は、同じく本連盟へも加盟が認められる。

- 2 その他、全日本学生体操連盟諸規則に則る。

(脱 退)

第7条 全日本学生体操連盟の役員総会の決議によって脱退を認められた大学は、同じく本連盟からの

脱退が認められる。

- 2 当該年度の維持費を納めない加盟大学及び学生役員派遣の義務を果たさない大学は、役員総会の決議により脱退させることがある。
- 3 その他 全日本学生体操連盟諸規則に則る。

第5章 役員

(役員の設定)

第8条 本連盟は、下記の役員を置く。

名誉役員

- 1、名誉会長
- 1、名誉顧問 (若干名)
- 1、参与 (若干名)

理事役員

- 1、会長 (1名)
- 1、副会長 (若干名)
- 1、顧問 (若干名)
- 1、監事 (2名)

学生役員

- 1、委員長 (1名)
 - 1、副委員長 (2名)
 - 1、会計 (1名)
- 以上を学生三役と称する
- 1、会計補佐 (1名)
 - 1、委員 (若干名)
 - 1、評議委員

加盟大学より体操競技、新体操の代表者(男・女各1名が望ましい)

顧問会

上記理事役員と学生三役をもって顧問会とする。

(役員の選任)

第9条 会長は、顧問会で推挙し、役員総会で決定する。

会長は、本連盟を代表し、連盟の会務を総理する。

第10条 学生三役は、委員長、副委員長、会計をもって構成し、日常業務を処理する。

第11条 副会長は、顧問会で推挙し、役員総会の決議により会長が委嘱する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

第12条 名誉会長、名誉顧問、参与は、本連盟に功労のあった関係者中より顧問会にて推挙し、会長

がこれを委嘱する。

第 13 条 顧問は改選前の顧問で互選し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

第 14 条 監事は、顧問会で推挙し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

監事は、本連盟の業務及財産を監査する。

第 15 条 委員長は、学生役員中より 1 名互選し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

第 16 条 副委員長は、学生役員中より 2 名互選し、役員総会の決議により会長がこれを委嘱する。

第 17 条 会計は、学生役員中より 1 名互選する。

会計は、本連盟の会計業務を管理する。

第 18 条 会計補佐は、学生役員中より 1 名互選する。

会計補佐は、会計を補佐し、会計に事故があるときはその職務を代行する。

第 19 条 委員中より、前条以外に総務、庶務、競技、渉外、広報などを互選する。

第 20 条 加盟大学団体は、学生役員の派遣の義務を負う。

1、全日本学生体操連盟規約第 6 章第 29 条に基づき、該当大学は学生役員を派遣する。

2、派遣された学生が、卒業またはその他の理由により不在となった場合は、その派遣校の責任において補充するものとする。

3、派遣された役員で、事務所に通うことが可能な学生を学生役員と称し、通うことが不可能な学生を準学生役員とする。

学生役員と準学生役員は、学生役員会において判断、決定する。

第 21 条 評議員は、各加盟大学より体操競技・新体操、男・女別に各 1 名推薦し、会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第 22 条 役員の任期は会長、副会長、顧問、参与及び監事については原則として 1 期 2 年とし、2 年後の年度末をもって満期とする。再任を妨げない。

第 23 条 学生役員の任期は原則 1 年とする。但し、補欠による任期は前任者の残任期間とする。

第 24 条 全日本学生体操連盟規約第 5 章第 22 章より、
本連盟委員長を全日本学生体操連盟代表委員とする。

第 6 章 会議

(構 成)

第 25 条 役員総会は、本連盟役員（名誉役員、理事役員、学生役員）をもって構成する。年 1 回以上会長が召集する。

(権 限)

第 26 条 役員総会は、本連盟の最高決議機関として下記の事業を承認及び決議する。

1、事業報告並びに事業計画

1、年度予算並びに決算

1、役員の改選

1、加盟及び脱退の承認

1、規約の改正

1、その他、重要な事項

(定足数)

第 27 条 役員総会は、全役員の半数以上の出席をもって成立する。
但し、代理評議委員または委任状による出席も認める。

(議 長)

第 28 条 役員総会の議長は、会長とする。

(決 議)

第 29 条 役員総会の議事は、出席の過半数をもって決議する。
但し、重要事項については 3 分の 2 以上の賛否をもって決議する。

2 欠席の場合は、委任行為を認め、出席件数に加える。白紙委任は、議長委任とする。 委任行為をするものは、委任状を議長に提出しなければならない。

3 可否同数のときは、議長がこれを決する。

第 30 条 重要事項は、顧問会で指定される

第 31 条 議決権を有する役員は、本規約第 5 章第 8 条の理事役員・学生役員とする。

第 7 章 学生役員会

第 32 条 学生役員会は、評議委員を除いたものとし、委員長の必要の都度これを招集することができ、過半数の出席をもって成立する。

第 33 条 学生役員会は、総会の招集不可なる緊急事項の審議並びに決定執行、その他本規約に定められた事項の執行にあたる。

第 8 章 財務

第 34 条 本連盟の該当年の経費は、全日本学生体操連盟登録支部還元金及び補助金、事業によって生じる収入、寄付金、その他の収入をもってあてる。

第 35 条 本連盟の会計年度は、該当年度役員総会に始まり、翌年度役員総会に終わる。

第 36 条 本連盟の会計を、一般会計と特別会計に分ける。

第 37 条 一般会計において会計年度の終わりに剰余金のある時は、これを翌年度に繰り越す。

第 38 条 特別会計の決算後に剰余金のある時は、一般会計に繰り入れる。

第 39 条 本連盟の決算及び予算は、毎会計年度ごとに学生三役が作成し、監事の承認を経て役員総会に報告し、その承認を得ることを要する。

第 9 章 罰則

第 40 条 役員において、本連盟の目的に違反するものは、役員総会の決議によりその資格を失う。

第 10 章 附則

- 第 41 条 全日本学生体操連盟において規約改正が生じた場合、本規約においても改正する場合もある。
- 第 42 条 本規約において解決できない問題が生じた場合は、役員総会において審議し処理、決定する。
- 第 43 条 本規約は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
本規約は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

表彰規定

第 1 条 本連盟に功労のあった者の表彰は、次の 6 賞とする。

1、功労賞

1、栄光賞

1、特別賞

1、優秀賞

1、優秀選手賞

1、関西学生体操連盟賞（以下、学連賞）

※ 但し、特別な事情のある場合は、顧問会の議を経て、特別な賞を贈ることが出来る。

第 2 条 功労賞は、長年にわたり本連盟の発展と事業に著しく貢献し、功労のあった者に贈る。

第 3 条 栄光賞は、国際競技会及び全日本の競技会において、特に優秀な成績を収め、功績のあった者に贈る。※別紙 表彰基準 参照

第 4 条 特別賞、優秀賞、優秀選手賞は、その年度に優秀な成績を収めた団体、個人に贈る。
但し、表彰の基準は別のものとする。※別紙 表彰基準 参照

第 5 条 学連賞は、学連の推薦により、大学 4 年間で学生体操の発展に貢献した者に贈る。

第 6 条 6 賞の受賞者は、顧問会において審議し決定する。

第 7 条 6 賞の表彰は関西学生体操新人選手権大会において行う。

第 8 条 本規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

役員経費規定

(定 義)

第 1 条 役員経費とは、諸事業に関わる役員の諸経費、交通費、食費、宿泊費、日当をいう。

(適用役員)

第 2 条 本連盟規約第 5 章の役員、評議員を除く学生役員、大会本部依頼の審判員・補助役員等に該当経費を支給する。

- 2 第 5 章の役員であっても、大会において選手引率等で所属大学から諸経費が支給される場合、役員経費規定に定める第 4 条 2 及び第 5 条から第 7 条に定める交通費、食事、宿泊費、謝金日当については支給しない。

(会 計)

第 3 条 会計は、一般会計及び特別会計、学生役員支援金会計とする。

(交通費)

第 4 条 事務・業務・会議関係

諸事業運営に直接関わる本部役員並びに学生役員の交通費は、一般会計より実費を支給する。

- 2 大会・その他事業関係

諸事業の交通費は特別会計より実費を支給する。但し、車賃による燃料費については、10k mにつき 200 円支給する。

(食 費)

第 5 条 大会・視察・その他の事業において本連盟が食事を用意できない場合は下記の額を支給する。評議委員を除いた第 5 章に定める役員には朝食代 1000 円、昼食代 1000 円、夕食代 1000 円を支給する。

(宿泊費)

第 6 条 第 2 条に定める役員が宿泊する場合は、原則として連盟が、宿泊場所を確保しその他の場合支給とする。

第 7 条 諸業務並びに諸事業における謝金、日当は、下記の通りである。

- 1、名誉会長、名誉顧問、会長、副会長、審判長、本部依頼審判員 3,000 円
- 2、学連派遣役員 2,000 円
- 3、大会本部依頼補助役員 1,000 円

第 8 条 本規約は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
本規約は令和 5 年 3 月 16 日より実施する。

慶弔見舞規定

第 1 条 本会の慶弔見舞はこの規定の定めるところにより行う。

第 2 条 対象者は次のとおりとする。

- 1、本連盟規約・第 8 条の役員本人
- 2、その他、会長が特に必要と認めた者

第 3 条 慶弔見舞の内容は、次のとおりとする。

- 1、祝儀 国家的規模の表彰・褒賞受賞者
- 2、見舞い 病気入院、療養（1 ヶ月以上の入院・療養）
- 3、不祝儀 ご逝去および顧問会で承認された弔事

第 4 条 慶弔見舞金額は、下記を原則とする。

項目	内容	金額	備考
祝儀	第 3 条（1）	20,000 円	祝金または供花
見舞い	第 3 条（2）	10,000 円	見舞金
不祝儀	第 3 条（3）	30,000 円~20,000 円	弔電・弔慰金・供花

第 5 条 前条の他についての事案は、その都度会長が定め、顧問会の承認を得るものとする。

第 6 条 本規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

学生役員派遣規程

(目 的)

第1条 本規程は、本連盟規約第5章第20条に基づき、学生役員の派遣に関する事項を定める。

(学生役員)

第2条 本連盟の諸業務や諸事業を円滑に遂行するため、学生役員を置く。

(学生役員の選定および派遣)

第3条 加盟大学団体は、学生役員の派遣の義務を負う。

1、全日本学生体操連盟規約第5章に基づき、学生役員を派遣する。

全日本学生体操連盟諸規則学生役員（幹事）派遣規定第3条に基づき、関西支部では以下とする。

(1) 体操競技

前年度の関西学生体操選手権大会で、団体上位3校に該当する大学（男女別）

(2) 新体操

前年度の関西学生体操選手権大会で、団体出場または個人5名以上出場した大学（男女別）

(幹事の派遣)

第4条 派遣義務校は、原則として1年の期間を通じて、体操競技、新体操別にそれぞれ1名以上の幹事を所属支部に派遣しなければならない。

派遣された学生がなんらかの理由により年度途中で不在となった場合は、その派遣校の責任において補充するものとする。

(学生役員の種別)

第5条 派遣された幹事で、支部または本連盟の運営を日常的に支えることができる学生を学生役員とし、日常的には支えることが不可能な学生を準学生役員とする。

学生役員および準学生役員の選定は、総会で行う。学生役員は、常に本連盟の運営を支える人であり、本連盟において業務する。

準学生役員は、学生役員の日常業務の支援、および、本連盟が主催する諸事業を推進協力する。

学生役員と準学生役員は、学生役員会において判断、決定する。

(経 費)

第6条 学生役員および準学生役員の日常業務における交通費等については、本連盟から実費を支給する。